

広島県告示第六百六十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾鍋外科病院	名 称	広島市中区国泰寺町一丁目九番一二号	所 在 地	平成三二年二月六日	効力を有する期限	更新	備 考
--------	-----	-------------------	-------	-----------	----------	----	-----